

～第4種踏切道において発生した、列車と軽自動車との衝突による死亡事故～

鉄道事業者名：西日本旅客鉄道株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：令和元年6月7日 12時52分ごろ

発生場所：鳥取県米子市

境線 弓ヶ浜駅～和田浜間（単線）

富益第5踏切道（第4種踏切道：遮断機及び警報機なし）

米子駅起点8k281m付近

<概要>

境港駅発米子駅行きの上り第1648D列車の運転士は、弓ヶ浜駅～和田浜駅間を速度約79km/hで走行中、富益第5踏切道（第4種踏切道）の約50m手前で、進行方向左側から同踏切道に進入してくる軽自動車を認め、直ちに気笛を吹鳴するとともに非常ブレーキを使用した。が、列車は同軽自動車と衝突した。

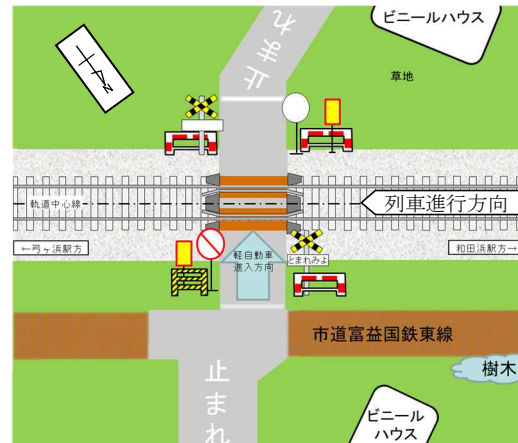
この事故により、同軽自動車の運転者が死亡した。

<事故現場付近周辺図>



※この図は、国土地理院の地理院地図（電子国土Web）を使用して作成

<本件運転者進入側から見た富益第5踏切道略図>



<本件踏切の状況>

(本件軽自動車進入側から撮影)



<原因>

本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である富益第5踏切道に列車が接近している状況において、軽自動車と同踏切道に進入したため、列車と衝突したことにより発生したものと認められる。

列車が接近している状況において、軽自動車と同踏切道に進入した理由については、軽自動車運転者が運転操作に意識を集中し、列車の接近に気付くことができなかった可能性が考えられるが、軽自動車運転者が死亡しているため、その詳細を明らかにすることはできなかった。

<再発防止のために望まれる事項>

踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道は、廃止又は踏切保安設備を整備すべきものである。鉄道事業者、米子市、地域住民等の関係者は、本件踏切の廃止又は踏切保安設備の整備に向けた協議を進め、早期に方針を定めて、具体的な取組を実施することが必要であると考えられる。

また、直前の交差点から踏切までの道路の形状が屈折路（クランク状）で、踏切幅員が軽自動車の全幅と同程度となっており、軽自動車運転者が運転操作に意識を集中して列車の接近に気付きにくくなっていたことが、本事故が発生した要因の一つとなっている可能性があると考えられることから、自動車運転者に対して、踏切直前で一旦停止し、安全を確認することを促すために停止線を引きなおすなどの対策を講じることが望ましい。

詳細は、運輸安全委員会ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/jtsb>) より、鉄道事故調査報告書をご覧ください。

